

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月6日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室長

## 1 入札に付する事項

(1) 種別（車名） 胃部検診車（胃がん検診車）（ニッサンディーゼル）

(2) 台数 1台

### 【胃部検診車（胃がん検診車）6号】

(1) 登録番号 佐賀 800 は 890

(2) 登録年月日 平成22年3月17日

(3) 自賠責保険期限 令和8年4月19日

(4) 車検有効期限 令和8年3月22日

(5) 走行距離 104,783km

(6) 附属品 X線管装置、透視撮影台、高電圧発生装置、X線制御器、X線テレビ装置、操作卓

## 2 下見会

(1) 下見会日時 令和8年2月9日（月）、10日（火）、12日（木）午前11時から12時まで

(2) 下見会会場 公益財団法人佐賀県健康づくり財団（佐賀市水ヶ江一丁目12番10号）

電話：0952-37-3301

※ 上記日程に下見会を開催しますが、事前に佐賀県がん撲滅特別対策室（0952-25-7491）まで、予約の御連絡をお願いします。

## 3 入札参加資格等

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなつた者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 上記 1 の胃部検診車（胃がん検診車）一式（附属品含む）を落札後に高度管理医療機器等として使用する場合は、医薬品医療機器等法第 39 条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受け、販売し、授与し、又は貸与すること。また、医薬品医療機器等法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 170 条が適用されるため、入札前にあらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知を行い、当該医療機器の販売等について確認をしてください。国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守してください。

#### 4 入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、下記の関係書類を令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時（必着）までに担当課へ持参又は郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（入札参加資格確認申請期限までに入札参加資格確認申請がない場合は、入札を行いません。）

##### （1）提出書類

・入札参加資格確認申請書（様式 1）

・誓約書（様式 2）

※ なお、転売を目的とする場合は、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 3 条による営業の許可（以下「古物営業法の許可」という。）を受けていることが確認できる書類、また、高度管理医療機器等として販売する場合は古物営業法の許可並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条による許可及び医薬品医療機器等法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 170 条による確認を受けていることを証する書類を併せて提出してください。

##### （2）担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室

電話：0952-25-7491

E-mail：[kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp)

## 5 入札参加資格の確認

上記4（1）で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年2月25日（水）までに通知します。

## 6 入札書の提出場所等

### （1）入札関係書類の入手方法

令和8年2月6日（金）から2月19日（木）まで佐賀県ホームページに掲載します。

### （2）入札説明会

実施しません。

### （3）開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年3月4日（水）午前10時

イ 場 所 佐賀県庁旧館3階 健康福祉部内会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

### （4）注意事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 7 入札保証金

入札に参加する者は、入札する金額に消費税及び地方消費税等相当額を加えた額（売買代金）の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。

### （1）現金

（2）銀行又は確実と認められる金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手等（詳細は「13 問い合わせ先」に照会してください。）

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結後に返還します。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

### （1）入札に参加する資格のない者

### （2）当該競争入札について不正行為を行った者

### （3）入札書の金額及び氏名について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

### （4）入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納付額が不足する者

### （5）一人で2以上の入札をした者

### （6）代理人でその資格のない者

(7) 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

## 9 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

## 10 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項により、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。また、入札は再入札を含め、3回を限度とし、3回目の入札においても落札者がいる場合は、最後の入札をした者のうち、最高の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

## 11 その他必要事項

落札者は、落札決定後に売買代金を令和8年3月4日（水）午後5時までに納入してください。

## 12 名義変更等について

(1) 落札された検診車は、売買代金を全て納入したときに引き渡します。

(2) 名義変更は引渡し後、速やかに行ってください。また、落札者の費用で落札者に手続きを行っていただきます。

## 13 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室

電話：0952-25-7491

E-mail：[kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp)

この公告に掲げる入札は、令和8年3月2日時点までに、佐賀県と公益財団法人佐賀県健康づくり財団が締結した平成22年3月19日付け物品貸借契約における貸付を終了し、佐賀県財務規則第157条及び第159条第1項第1号、第160条に基づく胃部検診車（胃がん検診車）の返納及び不用、処分の決定が行われなかった場合、中止することとします。この場合はホームページに公告します。